

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 基礎年金番号通知書の発行について

- 基礎年金番号通知書の発行
令和4年4月1日から、新たに年金制度に加入する方、年金手帳の紛失等により再発行を希望する方に、「基礎年金番号通知書」を発行します。既に年金手帳をお持ちの方には、今回新たに基礎年金番号通知書の発行は行いませんので、引き続き、年金手帳を大切に保管してください。
- 事業主による基礎年金番号確認の取り扱い
令和4年4月以降、厚生年金保険等の資格取得届提出時における基礎年金番号の確認は、基礎年金番号通知書または基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳や国民年金保険料納付書等）により確認してください。なお、被保険者が事業主にマイナンバーを提出し、届出にマイナンバーを記入する場合は、基礎年金番号の確認は不要です。

お願い 大型連休にともなう届書の提出についてのお願い

- 例年、5月の連休の前後は年金事務所窓口が混雑し、各種届書の提出が集中します。迅速な対応に努めてまいります。以下の2点にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。
- ① 連休前に受け付けた届書は、健康保険被保険者証の到着までに日数を要することがあります。
 - ② 届書を提出いただく時期によっては、翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。

ご案内 短時間労働者の適用拡大

令和4年10月から、短時間労働者にかかる健康保険・厚生年金保険の加入が、被保険者の総数が常時100人を超える企業（特定適用事業所）※に拡大されます。

※常時100人を超える企業（特定適用事業所）とは、

- ① 法人事業所については、同一の法人番号を有するすべての適用事業所における厚生年金保険の被保険者総数が、1年のうち6カ月以上100人を超える場合
- ② 個人事業所については、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者総数が、1年のうち6カ月以上100人を超える場合

令和4年8月ごろに、新たに特定適用事業所の要件に該当することが見込まれる適用事業所に対して、事前のご案内を送付する予定です。

特定適用事業所に該当した場合は、令和4年10月以降、速やかに短時間労働者の加入手続きをお願いします。

ご案内 届書作成プログラムがバージョンアップされた際に、自動的にお知らせする機能を追加します。

令和4年5月中旬に、バージョンアップをお知らせする機能を搭載した届書作成プログラムを日本年金機構ホームページに掲載予定です（掲載日が確定しましたら、ホームページでお知らせします）。この機能を搭載した届書作成プログラムを利用いただくと、起動時に利用中の届書作成プログラムが最新かどうかを自動的に判定（※）し、お知らせします。

※当該機能の利用にはインターネット環境への接続が必要です。

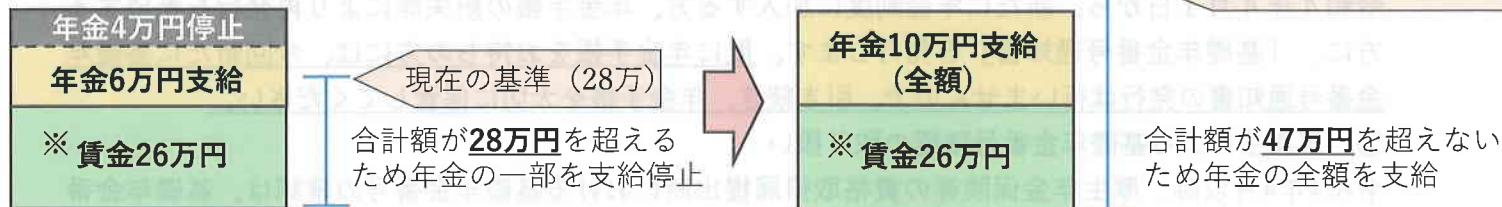
届書作成プログラムを利用中のお客様は、お手数ですが最新バージョンへの更新をお願いいたします。届書作成プログラムの更新方法については、裏面URL・二次元コードにより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



老齢厚生年金を受け取られている方が厚生年金保険に加入している場合、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。

令和4年4月から60～64歳の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準（28万円→47万円）に緩和されます。これにより、令和4年4月分の年金支給額が変更された方に、変更後の年金支給額を記載した「支給額変更通知書」を5月末頃にお送りします。

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合]



※ 賃金とは、「(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12)」をいう。

おわび

日本年金機構からのお知らせ2月号の記載誤りについて

令和4年2月に送付いたしました日本年金機構からのお知らせ令和4年2月号に掲載した「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました」の記事の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

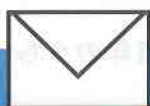
訂正箇所：記事4行目 **【誤】被保険者** ⇒ **【正】被扶養者**
 改めて、以下のとおり正しい記事を掲載いたします。

「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました」

健康保険被扶養者の認定および資格確認において、医療職の方が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、年間収入に含めない特例措置が実施されています。

こちらの特例措置期間は令和4年2月まででしたが、令和4年9月まで延長となりました。

また、上記以外にも、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する被扶養者が一時的に収入が増加した場合や、国等からの臨時的な給付金や慰労金を受けた場合も、年間収入に含めない取り扱いがあります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。



年金だより

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>